

林地開発行為に係る行政処分の基準及び公表に関する指針（案）

（趣旨）

第1条 「林地開発行為に係る行政処分の基準及び公表に関する指針」は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）に係る行政処分について、その公正かつ適切な執行を確保するとともに、行政処分を受けた者に対する公表の基準を定めることで林地開発行政の一層の透明性の向上を図ることを目的とする。

（対象となる行政処分）

- 第2条 次に掲げる不利益処分を対象とする。
- （1）法第10条の3第1項の規定による中止命令及び復旧命令
 - （2）法第10条の2第1項の許可を受けた者に対する当該許可の取消し

（処分基準）

第3条 知事は、林地開発行為者が次表の右欄に掲げる処分基準のいずれかに該当し、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認められるときは、行政処分の必要性について、具体的事案に即して判断し、同表の左欄に掲げる行政処分を行うものとする。ただし、行政指導によって林地開発行為者の適正な措置その他改善が可能と見込まれるときは、行政処分を行わないことができる。

行政処分	処分基準
開発行為の中止、 復旧命令	① 法第10条の2第1項の許可を受けずに実施している開発行為 ② 法第10条の2第4項の許可に附された条件に違反して実施している開発行為 ③ 偽りその他不正な手段により法第10条の2第1項の許可を受けて実施している開発行為
許可の取消し	① 法第10条の3第1項の規定による命令に違反した者 ② 偽りその他不正な手段により法第10条の2第1項の許可を受けた者 ③ その他欠格事由に該当する者

（行政処分の公表）

第4条 知事は、前条の行政処分を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事実を法第10条の3第2項の規定により公表するものと

する。ただし、当該事実が静岡県情報公開条例第7条各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合は、当該情報を公表しないものとする。

- (1) 中止の命令又は復旧に必要な行為の命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）
- (2) (1) の者による違反の内容
- (3) (1) の者が正当な理由なく従わなかった命令の内容
- (4) 当該命令に係る森林の土地の地番
- (5) その他必要な事項

2 前項の規定による公表は、別紙様式により県森林保全課のwebサイトに掲載する方法（報道機関への発表を含む。）によって行うものとするほか、必要に応じて法第188条第3項の規定により現地において公表内容を記した標識を設置する。

3 第2項の規定による公表の期間は、次表のとおりとする。ただし、知事は、行政処分を行った時点で、当該行政処分の対象者が捜査機関による捜査の対象となっている場合には、捜査機関と協議のうえ、公表の時期を定めるものとする。

行政処分の名称	公表の期間
開発行為の中止、復旧命令	処分日から当該行政処分の履行確認が完了する日までの期間

附 則

この指針は、令和9年2月1日から施行する。

別紙様式

行政処分の公表

下記のとおり、森林法（以下「法」という。）に基づく行政処分を行ったので、その事実を公表します。

- 1 中止の命令又は復旧に必要な行為の命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）
- 2 違反の内容
- 3 正当な理由なく従わなかった命令の内容
- 4 当該命令に係る森林の土地の地番
- 5 その他必要な事項